



子どもを養育している人には各種手当があります

子ども政策課 ☎ 85-6201

6月から、「**児童手当**」の制度が一部変わります

●所得上限限度額が設けられます

受給者の所得が、下の表の②以上の場合、支給対象外となるため、**10月支給分から、手当の支給はなくなります。**

①以上②未満の場合、児童手当の金額ではなく、特例給付として児童1人につき月額5千円を支給します。

※支給対象外となった後に所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。




●現況届は原則提出不要になります

毎年6月に現況届の提出が必要でしたが、令和4年度以降は、**一部の人を除き提出不要となります。**提出が必要な人には、6月初旬に郵送します。

! ②児童扶養手当③県遺児手当④子ども福祉手当を受給している人は、**年1回の現況届などの提出が必要です。**現況届は8月初旬に郵送します。

●次の変更事項があった場合は速やかに届け出てください

- ・児童を養育しなくなった
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わった(家族全員での市内転居を除く)
- ・受給者が婚姻または離婚した
- ・受給者の加入する年金が変わった など

	支給対象	手当の月額
① 児童手当	 <p>平成19年4月2日以降に生まれた児童(中学校修了前)を養育している人</p>	<p>児童1人につき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満…1万5000円 ○3歳以上小学校修了前(第1・2子)…1万円、(第3子以降)…1万5000円 ○中学生…1万円 <p>※所得制限あり。手続きをした翌月分から支給</p>
② 児童扶養手当	<p>父母の離婚などで父か母と生計を同じくしていない平成16年4月2日以降に生まれた児童を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監護[*]している母 ・監護しかつ生計を同じくする父 ・監護しかつ生計を同じくし養育している人 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童1人の場合…1万160円～4万3070円 ○2人目…5090円～1万170円加算 ○3人目以降1人につき…3050円～6100円加算 <p>※所得制限あり。手続きをした翌月分から支給</p>
③ 県遺児手当	<ul style="list-style-type: none"> ○②・④は、一定の障がいがある場合は20歳未満の児童が対象 ○③は県内に、④は市内に住所がある人に限る 	<p>児童1人につき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1～3年目…4350円 ○4・5年目…2175円 ○6年目以降…支給なし <p>※所得制限あり。手続きをした当月分から支給</p> 
④ 子ども福祉手当	<p>※監護…監督し保護すること。児童の生活について、精神面から種々配慮し、かつ衣食住の面倒などをみていること</p>	<p>児童1人につき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学生以下…2000円 ○中学生…3000円 ○高校生など…4000円 <p>※所得制限あり。手続きをした翌月分から支給</p> 

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族などの数(前年末時点)				
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200

※詳しくは、市ホームページを見るか問い合わせてください。



各種手当

お知らせ

市議会の 議長と副議長が 決まりました

議事課 ☎85・6492

5月11日(水)に開かれた市議会臨時会で、議長と副議長の選挙が行われ、議長に林克巳議員、副議長に石飛厚治議員が選ばれました。



林克巳議長



石飛厚治副議長

お知らせ

市税は納期限までに 納めましょう

収納課 ☎85・6111

市税は、福祉や教育をはじめとするさまざまな分野にわたって、公共サービスを提供するための貴重な財源です。市民の皆さんが安心して快適な生活を送れるように、決められた納期限までに自主的な納付をお願いします。

●困ったときは相談してください

大幅な収入減、事業の休業、けがや病気などにより納期限内に納付できない場合は、納税の猶予制度が適用される場合がありますので、早めに相談してください。

●相談しないで放置してしまうと…

本来納付する税額以外に延滞金が増算されたり、差し押さえなどの滞納処分により、強制的に市税の徴収を受けたりすることになります。

●相談日時

- 平日：午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後7時まで) ※祝日、年末年始を除く
- 日曜日：月末の午前9時～正午、午後1時～4時
- ※6月と7月は、拡大して開設。(開設日は、6月5日・12日・26日、7月3日・31日)

新型コロナウイルス感染防止のため、納税の相談・問い合わせはできる限り電話をお願いします。

お知らせ

国民健康保険税通知書を 送付します

保険医療年金課 ☎85・6156

6月中旬に、今年度の国民健康保険税額を通知します。

●未就学児の均等割の減額

令和4年度から子育て支援の拡充のために、小学校入学前の子どもの均等割を2分の1に減額します。※申請は不要

低所得世帯 軽減区分	減額される金額(1人当たり年額)		
	基礎課税 (医療保険)分	後期高齢者 支援分	合計
軽減なし世帯	1万2250円	4950円	1万7200円
2割軽減世帯	9800円	3960円	1万3760円
5割軽減世帯	6125円	2475円	8600円
7割軽減世帯	3675円	1485円	5160円

●国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響や災害、失業・廃業などにより前年よりも所得が著しく減少した場合などで、通知された保険税を納付することが困難な人は、申請により税額を減免できる場合があります。詳しくは、市ホームページで確認してください。



減免制度



募集

市民納涼まつり

納涼まつり実行委員会事務局
☎ 85-6622

個人協賛募集

協賛内容	募集開始時期	募集期限
個人協賛シート	募集中	6月24日(金)
駐車券付き協賛シート	6月1日(水)	6月10日(金)
メッセージ花火	6月1日(水)	6月10日(金)

障がい者用駐車場利用者募集

場 所：落合公園内駐車場

対象者：身体に障がいがあるなどの理由で乗用車で
の来場しかできない人

駐車枠：30台（先着順） **期限**：6月24日（金）まで

※詳しくは、市ホームページまたは申込用紙（市民活動推進課に用意）を確認してください。なお、個人協賛申込書については、市の主な公共施設にも設置しています。

場所

落合公園

日時

7月23日（土）

午後6時～8時30分

（小雨決行、荒天中止時は、翌24日（日）に順延）

開催日程



市ホームページ

募集

ラジオ体操！チャレンジ宣言

市スポーツ・ふれあい財団
☎ 84-7101

夏休みの期間に、地域の皆さんと仲間づくり、健康づくりの輪を広げ、明るいまちづくりを目指しませんか。

開催期間

7月21日（木）～8月31日（水）

対象

ラジオ体操を実施するグループ

内容

チャレンジ宣言をして、ラジオ体操を地域やグループで実施する団体に参加賞を配布

申込方法

7月12日（火）までに、チャレンジ宣言書（総合体育館、総合体育館ホームページに用意）に必要事項を記入して、総合体育館へ（FAX 83-0006、郵送〒486-0804 鷹来町4196-3、Eメール spopro@spofute-kasugai.or.jp でも可）

※詳しくは、チャレンジ宣言特設サイトから



チャレンジ宣言特設サイト

催し

消費生活展2022 楽しく知って、よりよい暮らし。

市民活動推進課 ☎85・6616

今年で47回目を迎える消費生活展。今年はパネルなどの展示を中心に3日間開催します。消費者グループや参加団体が提供する、暮らしを豊かにする情報に触れてみませんか。

日時 6月8日(水)～10日(金)

午前10時～午後4時

場所 市役所1階市民ホール

※6月8日(水)は、午前9時30分より開会式。最終日は午後3時まで

消費者グループ5団体の研究発表

- ・かわいいハタキ作り
- ・SDGsから考える
- ・「食とくらしの安全・安心」
- ・リサイクル花器作り
- ・笑顔がもどる生活と知恵
- ・ない!ない!づくしで悪質商法
- ・特殊詐欺被害0件

イベントなど

- ・クイズラリー(参加賞あり)
- ・「くらしの豆知識」など情報紙の無料配布

参加団体の展示など(18団体)

- ・悪質商法、特殊詐欺から身を守りましょう
- ・総務省事業デジタル活用支援講座
- ・環境まちづくり活動の成果
- ・食生活を見直して、健康寿命をのばそう
- ・身のまわりにある製品から発煙、発火
- ・金融トラブルにあわないために
- ・電気メーターの検定制度を知っていますか?
- ・6月は食育月間です
- ・資源循環への取り組みについて
- ・禁煙するなら、今がチャンス! 他

キッチンスケールの無料点検

ご家庭にあるキッチンスケール(台所用はかり)をチェックしてみませんか。はかりの定期検査を担当している職員が、精度確認します。※計れる重さが5kg以内のはかりに限る



フィットネスルーム(3階)

利用時間	午前9時～午後9時30分 ※1時間単位での貸し出し
主な用途	ヨガ、ダンス、エアロビクスなど
使用料	200円/時間 ※冷暖房設備使用料が別途必要
その他	・常設鏡：4.5m×2.3m ・床面積：197.83㎡



卓球場(2階)

利用時間	午前9時～午後9時30分 ※1時間単位での貸し出し
設置台数	常設卓球台：3台
使用料	100円/台・時間 ※冷暖房設備使用料含む
その他	貸出用ラケット・ボール有



お知らせ

保健センター リニューアルオープン

保健センター ☎91・3755

より多くの皆さんの健康づくりに活用していただけるよう、4月に保健センターをリニューアルしました。次のとおり施設を整備しましたので活用してください。



市健康管理事業団
ホームページ

※予約方法など、詳しくは市健康管理事業団ホームページを確認してください。